

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
新旧対照表

令和5年（2023年）4月1日  
横須賀市都市部建築指導課

旧	新
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第5条 建築物の容積率は、計画地区の区分に応じて別表第2(2)の項に掲げる数値以下としなければならない。</p> <p>2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる部分は、算入しない。</p> <p>(1) 建築物の地階でその天井が地盤面(法第52条第4項又は第5項に規定する地盤面をいう。)からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この号において同じ。)の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合は、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1とする。)</p> <p>(2) エレベーターの昇降路の部分の床面積</p> <p>(3) 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積</p> <p>(4) 自動車車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第5条 建築物の容積率は、計画地区の区分に応じて別表第2(2)の項に掲げる数値以下としなければならない。</p> <p>2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、<u>法第52条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定の例により算定する。</u></p>

旧	新
<p>施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。以下「自動車車庫等」という。)の用途に供する部分の床面積については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、それらの建築物の各階の床面積の合計の和。次号から第8号までにおいて同じ。)の5分の1を限度とする部分</p> <p>(5) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を限度とする部分</p> <p>(6) 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を限度とする部分</p> <p>(7) 自家発電設備を設ける部分の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を限度とする部分</p> <p>(8) 貯水槽を設ける部分の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を限度とする部分</p> <p>(9) 宅配ボックス(配達された物品</p>	

旧	新
<p>(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を限度とする部分</p> <p>(10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の規定による認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る特定建築物(同法第2条第18号の特定建築物をいう。)の建築物特定施設(同条第20号の建築物特定施設をいう。以下同じ。)又は同法第22条の2第4項の規定による認定を受けた計画(同条第5項において準用する同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る協定建築物(同法第22条の2第1項の協定建築物をいう。)の協定建築物特定施設(同項の協定建築物特定施設をいう。)の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関</p>	

旧	新
<p>する法律施行令(平成18年政令第379号)第26条に定める部分</p> <p>(11) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第2条第3項に規定する低炭素建築物の床面積のうち、同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号)第13条に定める部分</p> <p>(12) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、同法第40条第1項に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第15条に定める部分</p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第13条 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが一団地を</p>	<p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第13条 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが一団地を</p>

旧	新
<p>形成している場合において、当該一団地(その内に法第 86 条第 8 項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この条において同じ。)内に建築される 1 又は 2 以上の構えを成す建築物(2 以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築されるものに限る。以下この条において「1 又は 2 以上の建築物」という。)を建築する場合において、法第 86 条第 1 項、第 2 項、第 3 項若しくは第 4 項又は法第 86 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定により市長がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについて、第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 から第 6 条の 2 まで、第 7 条第 1 項及び第 8 条から第 9 条の 2 までの規定を適用する場合においては、当該一団地を当該 1 又は 2 以上の建築物の一の敷地とみなす。</p>	<p>形成している場合において、当該一団地(その内に法第 86 条第 8 項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この条において同じ。)内に建築される 1 又は 2 以上の構えを成す建築物(2 以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築されるものに限る。以下この条において「1 又は 2 以上の建築物」という。)を建築する場合において、法第 86 条第 1 項<u>若しくは第 2 項又は第 86 条の 2 第 1 項の規定による認定を受けたもの及び法第 86 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 86 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項の規定による許可を受けたもの</u>について、第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 から第 6 条の 2 まで、第 7 条第 1 項及び第 8 条から第 9 条の 2 までの規定を適用する場合においては、当該一団地を当該 1 又は 2 以上の建築物の一の敷地とみなす。</p>